

刑事裁判がなければ闇に 埋もれていたこと

2022年1月15日

添田孝史

@東京高裁に証人尋問と現場検証を求める集会

力不足だった4つの事故調

	国会	政府	民間	東電
委員会名	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会	福島原発事故独立検証委員会	福島原子力事故調査委員会
委員長	黒川清／元日本学術会議会長	畑村洋太郎／東京大学名誉教授	北澤宏一／前科学技術振興機構理事長	山崎雅男／東電代表取締役副社長(当時)
調査方針	事故及び事故による被害の原因、事故対応、原子力政策の調査検証と、それらを踏まえての提言を行う	事故及び事故による被害の原因の究明と被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等の政策提言を行う	真実 (truth)、独立 (independence)、世界 (humanity) をモットーとして、政府と東電の責任を検証する	事故原因を究明し、原子力発電所の安全性向上に寄与するため、必要な対策を提案する
(中間報告)	—	平成23年12月26日	—	平成23年12月2日
報告書提出	平成24年7月5日	平成24年7月23日	平成24年2月27日	平成24年6月20日

「福島第一原発事故と4つの事故調査委員会」
国会図書館 調査と情報 756号 2012年8月

政府事故調（畑村委員会）

2011年5月24日閣議決定

2011年12月26日中間報告

2012年7月23日最終報告

委員長 畑村洋太郎 委員 尾池和夫・前京都大学総長、柳田邦男・作家、吉岡齊・九州大学副学長ら

技術顧問 安部誠治・関西大教授

事務局専門家（政策・技術調査参事）

矢守克也・京都大教授

「役人に甘い」政府事故調

- 「他の政府審議会と同様、役人主導。事務局が用意した文案にもとづいて検討する。委員の意見は反映されたり、されなかったり」
- 「役人への甘さ、霞ヶ関官僚の批判は何も書かれていない。政治家に対しては甘くない。国家公務員に対して甘い」

(吉岡齊・シンポ「福島原発で何が起きたかー安全神話の崩壊」2012年8月30日での発言)

政府事故調最終 2012年7月

東京電力の津波対策の経緯等を追ってみると、同社には原発プラントに致命的な打撃を与えるおそれのある大津波に対する緊迫感と想像力が欠けていたと言わざるを得ない。そして、そのことが深刻な原発事故を生じさせ、また、被害の拡大を防ぐ対策が不十分であったことの重要な背景要因の一つであったと言えるであろう

国会事故調（黒川事故調）

委員長 黒川清

委員 野村修也・中央大教授 弁護士

田中三彦・科学ジャーナリスト

大島賢三・元国連大使

崎山比早子・元放医研主任研究官

櫻井正史・元名古屋高検検事長

田中耕一・島津製作所フェロー

蜂須賀禮子・福島県大熊町商工会長

横山禎徳・東大EMP企画・推進責任者

石橋克彦・神戸大名誉教授

国会事故調 2012年7月

福島第一原発は40年以上前の地震学の知識に基づいて建設された。その後の研究の進歩によって、建設時の想定を超える津波が起きる可能性が高いことや、その場合すぐに炉心損傷に至る脆弱性を持つことが、繰り返し指摘されていた。しかし、東電はこの危険性を軽視し、安全裕度のない不十分な対策にとどめていた

裁判で続く事実解明

- **損害賠償請求訴訟**

東電や国を訴えた集団訴訟は全国で約30あり、原告1万2000人以上。個人レベルでの訴訟を含めると約400件。

- **株主代表訴訟**

東電の株主が、取締役の責任を追及している。

- **刑事裁判**

勝俣恒久元会長、武黒一郎、武藤栄元副社長の3人が業務上過失致死傷罪で強制起訴され、2016年6月から裁判が続いている。2019年9月19日判決

各地で行われた原発集団訴訟の判決

判決日	地裁・高裁	東京電力 の責任	国の責任
一 審 判 決			
2018年3月15日	京都	○	○
3月16日	東京	○	○
19年2月20日	横浜	○	○
3月14日	千葉・第2陣	○	×
3月27日	東京	○	—
8月2日	名古屋	○	×
12月17日	山形	○	×
20年3月10日	札幌	○	○
6月24日	福岡	○	×
8月11日	仙台	○	×
10月9日	東京	○	×
11月18日	地裁いわき支部	△	—
21年2月9日	地裁いわき支部	△	—
3月26日	地裁いわき支部	○	○
6月2日	新潟	○	×
7月30日	地裁郡山支部	○	○
二 審 判 決			
20年3月12日	仙台	○	—
3月17日	東京	○	—
9月30日	仙台	○	○
21年1月21日	東京	○	×
1月26日	仙台	○	—
2月19日	東京	○	○
9月29日	高松	○	○

※高裁判決が出ている訴訟の地裁判決は省略。
○は認める △は一部認める ×は認めず
—は被告とせず

国は高裁で 1勝3敗

福島民友

2021年12月11日

もしも刑事裁判が無かったら…

2011年3月 原発事故（事件）の発生

12月 政府事故調が中間報告書を公表

2012年7月 政府事故調、国会事故調が最終報告書

6月 福島原発告訴団が東電幹部や政府関係者を告訴

2013年9月 東京地検は東電や政府関係者を全員不起訴に

2014年7月 東京第五検察審査会は「起訴相当」

2015年1月 東京地検は再び全員不起訴に

7月 東京第五検察審査会が2度目の「起訴相当」決議。強制起訴決まる

2017年3月 民事の集団訴訟で、初めて国の責任認める判決

6月 刑事裁判 初公判

2019年9月 刑事裁判 東京地裁無罪判決

2020年9月 集団訴訟 仙台高裁は国の責任認める 東電については「原子力事業者としては、あるまじきもの（あってはならないもの）」

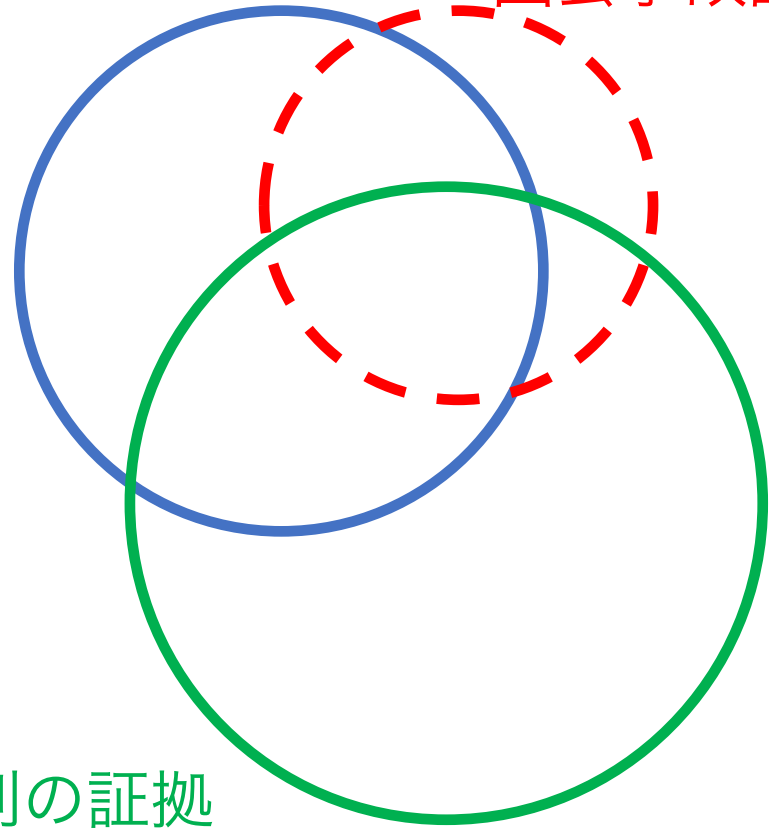
2021年11月 刑事裁判 控訴審始まる

持っている
証拠の文書
(イメージ)

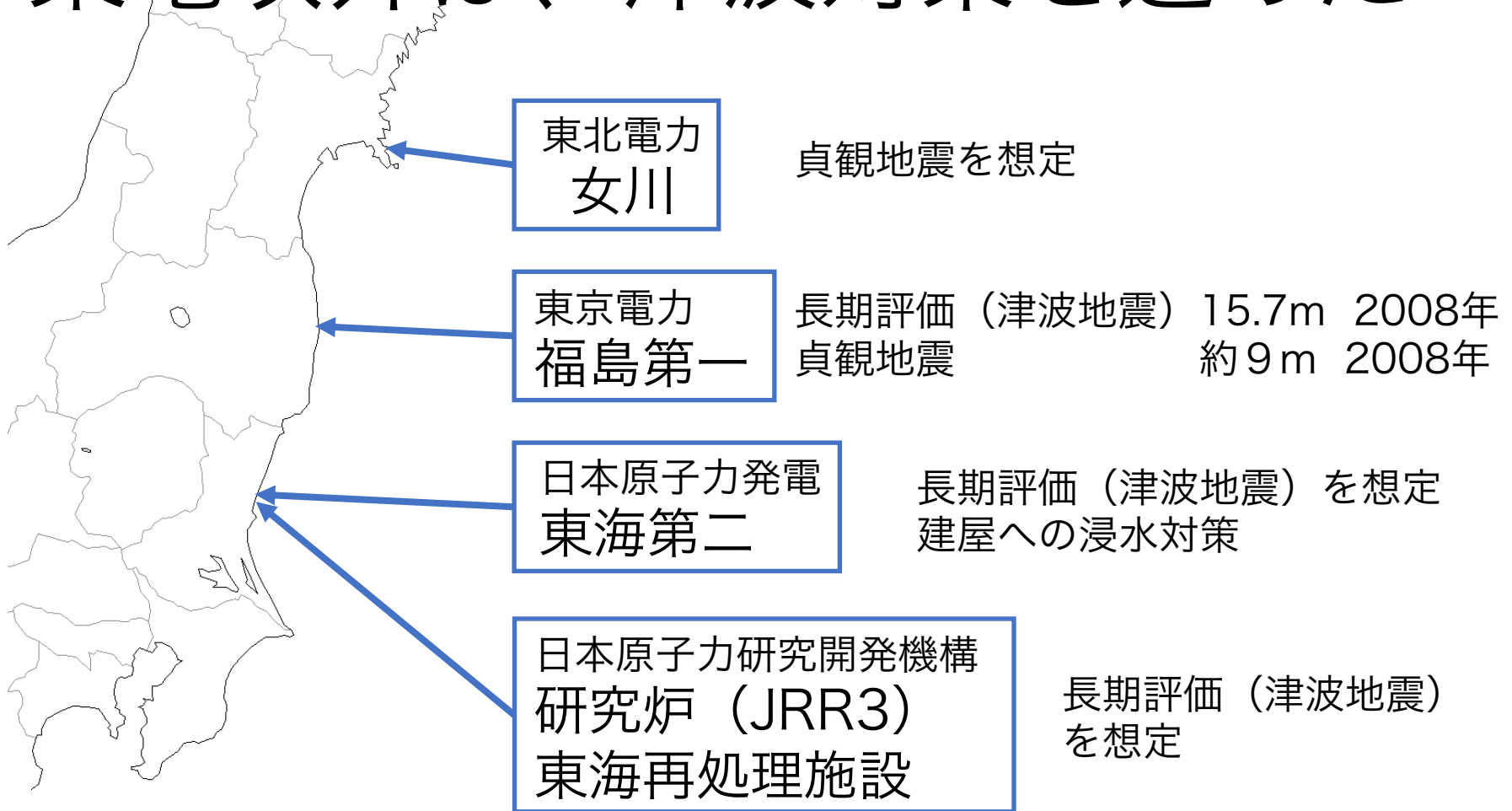
政府事故調

国会事故調

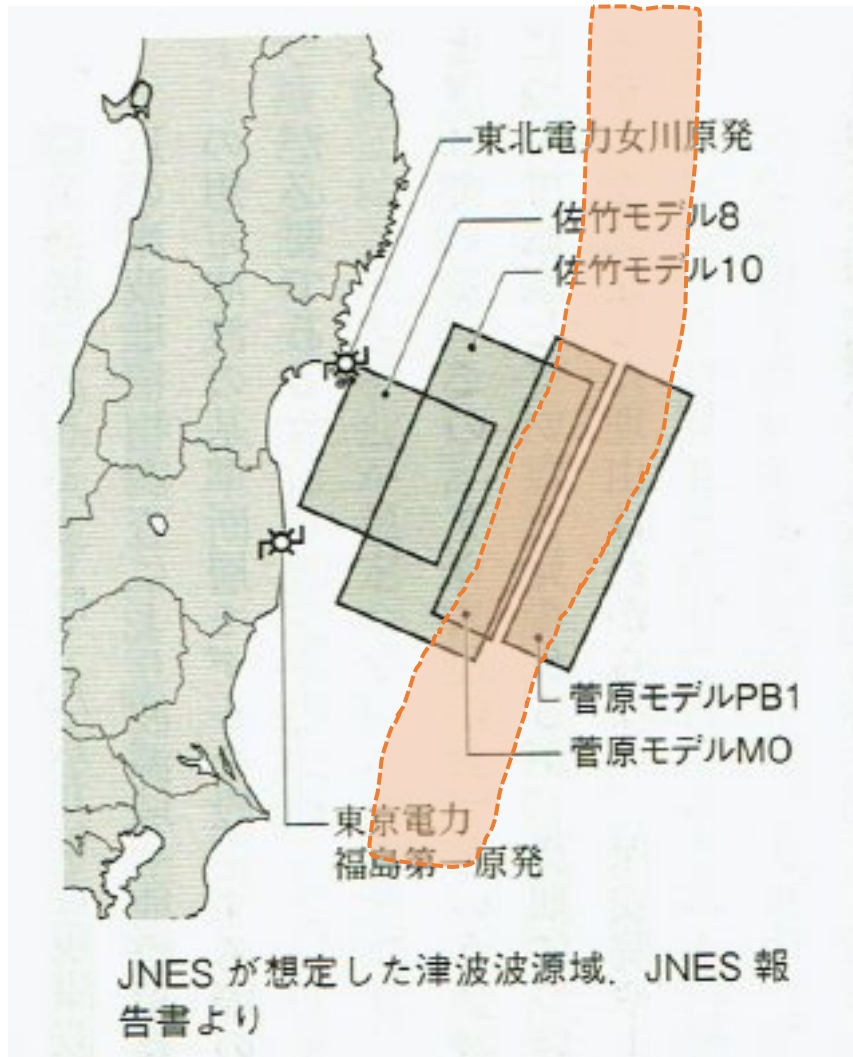
裁判の証拠
(主に刑事裁判から)



東電以外は、津波対策を進めた



東北電力と国は貞観津波を想定 東海第二は津波地震を想定、対策



津波堆積物の調査が
2005年以降、急速に
進んだ。

東北電力やJNES

(2014年に原子力規
制庁と統合) は、福島
沖の大津波を予測して
いた。

担当社員は 「津波対策不可避」で一致

東電の指揮命令系統



勝俣恒久・会長



武黒一郎・副社長
原子力・立地本部長



武藤栄・常務
原子力・立地本部・副本部長



吉田昌郎・原子力設備管理部長
(2013年死去)



山下和彦・原子力設備管理部
新潟県中越沖地震対策センター所長



酒井俊朗・原子力設備部
土木調査グループGM



高尾誠・土木調査グループ課長



金戸俊道・土木調査グループ主任

担当社員は、2008年7月時点で「15.7m対策は不可避」と考えていた。しかし、経営幹部は、柏崎刈羽原発が全機停止しているのに、福島第一を止めるわけにはいかないと考えた。事故リスク回避より、経営リスク回避を優先した。

肩書きは2008年7月当時

武藤氏、専門家への根回しを指示

- 津波対策の進行をストップ
- 土木学会で時間をかけて（2012年まで）審議してもらおう。4年、時間が稼げる。
- 耐震バックチェックは、土木学会手法（2002）で実施。波源の見直しは、土木学会の審議を終えてから改めてやる。
→ 「2006年から3年以内」とされたバックチェックの骨抜き
- その方針を、耐震バックチェックの審議をしている専門家に了承してもらおうよう、根回しする。



撮影・木野龍逸

高尾 「力が抜けた」

「それまでの状況から、予想していなかった結論に力が抜けた。（会合の）残り数分の部分は覚えていない」

東電土木調査グループ 高尾誠氏の証言
2018年4月10日 第5回公判

Subject: Re: 福島バックチェックにおけるスタンスと課題(案)送付

From: [REDACTED]

Date: 2008/01/23 20:46

[REDACTED]
[REDACTED]
様

どう書き込むか、まで考えきれていないですが。津波に関して。

・ ([REDACTED] さん記載のとおり) 中間報告時に土木設備、津波を含むか否かはNISAと今後調整(社内検討は中間報告に併せて実施)。

・ 一方、津波評価については、福島沖のSs用地震モデルを津波に展開した場合にNGであることがほぼ確実な状況。

・ 要するに、中間報告に含む、含まないかに係わらず、津波対策は開始する必要があり、そうであるのであれば、少なくとも津波に関して中間報告に含む含まないの議論は不毛な状況。

・ それよりも津波の上昇側の対策が現実にとどのようにできるかが課題。

なお、津波は「NG」の話は2月1日サイトに説明します。

以上

・ 酒井氏が社内の関係者20数人に送ったメール。

「NG」 = no good 具合や都合の悪いこと

Subject: 1F、2F津波対策

From: [REDACTED]

Date: 2008/02/04 17:19

2

[REDACTED]

様
様

[REDACTED]@土木です。

1F、2F津波対策について（そんな余裕がないかもしれないのは当方も同様ですが・・・）。

- ・金曜日、山下センター長他と1F、2Fにバックチェック説明を実施。
- ・津波について、今回、建築がSs地震動用に、改訂指針で記載される「不確かさ」を考慮して、福島沖にM8以上の地震を設定。
- ・現在、土木で計算実施中であるが、従前評価値を上回することは明らか。過去の検討結果からの類推では1Fで7m前後（従前の評価値は5.7m）。

一方、

- ・バックチェック中間報告（3月末）は重要設備のみであり、津波は要求としては最終報告。
- ・しかしながら、訴訟戦略との関係で、一部の会社は中間報告時に最終報告と同様の内容の報告を計画。
- ・他社から3月時点で津波評価結果が報告される可能性あり。

[REDACTED]からも強い懸念（7mではハード的な対応が不可能では？）が示され、社内検討について、土木が検討結果を出してからではなく、早期に土木～機電で状況確認する必要があるのではないか、と認識。

さしあたって、どういう結果が予想されるかを、[REDACTED]、[REDACTED]さんに対して土木から説明をしておきたく考えております（可能であれば山下センター長も交え）。ご都合のよい日時を複数挙げていただけますか？

以上

「釈迦に説法」ですが、バックチェックの基本形は「冷やす、止める、閉じこめる」の重要設備はOK、従って、バックチェックNG即プラント停止、とならないところ、津波がNGとなると、プラントを停止させないロジックが必要。

- ・ 酒井宇治が、機電Gの長澤、山下、高尾、金戸氏らに送ったメール

Subject: 津波評価 [redacted] 相談結果

From: [redacted]

Date: 2008/02/27 16:50

[redacted]

各位

お疲れさまです。
福島県沖海溝沿いの津波について、その取り扱いを [redacted] に
相談してまいりました。先生からは「福島県沖の海溝沿いでも大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮するべきと考える」旨
ご指導頂きました。詳細は添付議事録をご覧ください。

現在、土木Gでは津波数値計算を実施しております。概略結果がごさい
関係者に連絡しますが、大幅改造工事を伴うことは確実です。

([redacted] 様)

さきほどお話ししたとおり、エンジニアリングスケジュール案ができましたら、打ち合わせを設定して頂きたく、お願いいたします。

[redacted]

=====
[redacted]
東京電力株式会社 原子力設備管理部
新潟県中越沖地震対策センター 土木グループ
〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3
phone: [redacted]
fax : [redacted]
=====

添付ファイル:

[redacted] ご相談議事録.doc.sve

高尾氏が、今村・東北大
教授に相談した結果を、
社内の10数人に送った
メール

22.1 KB

Subject: 【会議案内:要返信】推本 太平洋側津波のバックチェックでの扱い

From: [REDACTED]

Date: 2008/07/31 11:01

原電
東北 [REDACTED]

東電 [REDACTED] です。お世話になっております。

推本太平洋側津波評価に関する扱いについて、以下の方針の採用是非について早急に打合せしたく考えております。

- ・推本で、三陸・房総の津波地震が宮城沖～茨城沖のエリアでどこで起きるかわからない、としていることは事実であるが、
- ・原子力の設計プラクティスとして、設計・評価方針が確定している訳ではない。
- ・今後、電力大として、電共研～土木学会検討を通じて、太平洋側津波地震の扱いをルール化していくこととするが、当面、耐震バックチェックにおいては土木学会津波をベースとする。
- ・以上について有識者の理解を得る（決して、今後なんら対応をしない訳ではなく、計画的に検討を進めるが、いくらなんでも、現実問題での推本即採用は時期尚早ではないか、というニュアンス）

以上は、経営層を交えた現時点での一定の当社結論となります。

酒井氏が、日本原電（東海第二）や、東北電力（女川）の担当者、社内や電事連の関係者に送ったメール。

----- Original Message ----- From: [REDACTED]

Sent: Monday, August 11, 2008 5:07 PM

Subject: 推本対応 原電回答

[REDACTED]さん、[REDACTED]さん

推本見解に対する東電方針について、原電 [REDACTED]さんから以下の回答がありました。

- ・上層部に相談し、東電方針に賛成（口ぶりは積極的賛成ではない感じ）
- ・ただし、12月のバックチェック最終報告時点で、推本見解をバックチェックに取り入れなくてよい理由を具体的にどのように言うのか、また、12月までに何をするのか見えないので、今後よく調整するよう、上層部に言われている

確かに、[REDACTED]先生や[REDACTED]先生等、[REDACTED]先生、[REDACTED]先生等に対する説明内容は思い浮かびますが、世間（自治体、マスコミ・・・）がなるほどと言うような説明がすぐには思いつきません。

4601

7:

高尾氏が、酒井、金戸両氏ら社内6人に送ったメール

Subject: Re: 推本対応 原電回答

From: [REDACTED]

Date: 2008/08/14 11:10

20

[REDACTED]さん
[REDACTED]さん

対社会への説明骨子、[REDACTED]先生、[REDACTED]先生、[REDACTED]先生他推本、津波関係者への説明骨子、電共研の計画、をペーパ化し、
社内の合意形成、3社の合意形成、の後、できるだけ早く有識者説明を開始する必要があると思います。というのは、最終報告前であっても、ちょっとした質問、コメントとして公開の場で、明日以降にいつでも「推本津波」が話題に出る可能性自体はあるわけなので。福島技連等でも。

以上8月中に上記をペーパ化しましょう。実際、土木技術委が9月1日ということなので、それくらいの時間感覚で進めないと事務処理も間に合わないと思います。

高尾氏への酒井氏からの返信。CCに社内4人。

Subject: 福島津波の件

From: [REDACTED]

Date: 2008/08/18 15:46

To: [REDACTED]

[REDACTED] さん

[REDACTED] さん

福島津波について、

・推本報告（H14年）への対応は武藤常務以下の打合せどおりとして、

- ① [REDACTED] さんペーパーにある、869年津波再評価（佐竹他（2007, 2008））への対応は、具体的には津波シミュレーションは、今回バックチェックの中で必要ないか？
- ② 原電 [REDACTED] も指摘していた、1677年房総沖津波の「痕跡見直しに伴う新モデルに基づく計算」は必要ではないか？

が気になります。

推本は、十分な証拠を示さず、「起こることが否定できない」との理由ですから、モデルをしっかり研究していく、でよいと思いますが、上記869年の再評価は津波堆積物調査結果に基づく確実度の高い新知見ではないかと思い、これについて、さらに電共研で時間を稼ぐ、は厳しくないか？また、東北電力ではこの869年の扱いをどうしようとしているか？

酒井氏が高尾、金戸両氏に送ったメール

Subject: 福島バックチェック津波資料

From: [REDACTED]

Date: 2008/09/08 19:02

To: [REDACTED]

CC: [REDACTED]

様
様

(cc [REDACTED] 様)

10日の福島バックチェック説明の件、

・説明時間は全体で1時間

ということ、及び、

・津波については、真実を記載して資料回収

ということなので（前者は今ほど聞きました）、今朝、[REDACTED]さんには最悪、分厚く
なってもよい、という話もしましたが、

1. 計算結果（上記の通り、資料回収ですので武藤さんに説明している内容を記載：
なんらかの海岸構造物で対応する場合も相当な規模、近傍集落への影響から現実的
ではない）

2. 今後の対応（バックチェック報告時には、津波についてH14土木学会バック
チェックベース、でいけないかについて、有識者の理解活動（推本をプラクティス化
するための電共研をしっかりと検討）、関連他社調整を進める）

3. ただし、最終的に平成14年バックチェックベース（改造不要）ということでも
り切れる可能性はなく、数年後には（どのような形かはともかく）推本津波をプラク
ティス化して対応をはかる必要がある。

・ 酒井氏が、金戸、高尾両氏と、社内のもう一人に送ったメール

Subject: Re: 869貞観について

From: [REDACTED]

Date: 2008/11/14 18:30

To: [REDACTED]

CC: [REDACTED]

東京電力(株) [REDACTED] 様
[REDACTED]@東北電力です。

ご連絡が遅れまして申し訳ございません。

ご案内頂きました貞観津波および砂移動に付きましてご連絡致します。

【869貞観津波について】

・御社の方針については、理解致しました。
・当社は、先般ご案内申し上げましたとおり、NISAからの指示もありBC報告書には記載

することで報告書を完成しております。

・当社が記載することについて不都合ありませんでしょうか。
・記載しないとなりますと、NISA指示もありましたこと
から明確なロジックが必要と考えており、現時点では、「三陸には津波堆積物が無いこと
から当社地点への津波検討における既往津波として考慮する必要は無いと判断
し」、「伝
承等も少なく、検討に際しての不確かさが多い」ことから検討しない・・・といった程度しか考

えられず、少々論法が弱いと認識しております。

・従いまして、当社としましては記載する方向としたいのですが如何でしょうか。

東北電力の担当者が、東電・高尾氏に送ったメール

Subject: 合同WG(福島+日本原燃)の状況

From: [REDACTED]

Date: 2009/06/24 14:21

To: [REDACTED] 武黒 一郎

武黒副社長
武藤常務
関係各位

本日午前、NISAの合同WGで福島バックチェック(活断層・Ss)が審議されました。

予定では、Aサブ了解のもと、本日の合同WGでNISA評価書了解となる予定でしたが、下記のとおり、やや波乱があり、もう1回審議となりました(Ss変更等の可能性はないと思います)。

1. 宇根氏指摘の念のため地震動評価

・双葉断層の南限について、NISAが宇根氏より受けたコメント(南限より南で古い地層(30万年程度?)を切っている箇所がある。指針上の活断層の南限は現在の位置でよいが、念のため南限をさらに南にした場合の地震動を提示されたい)について、応答スペクトルに影響ないことを説明。

・そのプロセスで、衣笠先生(Aサブ主査)が強い口調でクレーム:30万の地層を切っているか切っていないかは指針上、要求事項ではない(指針上は12、3万年)。このような評価を必要とする必然性が理解できないし、他地点にも影響する。NISAはあくまでも念のための評価であり、断層長さ認定は問題ないことを答弁。

・流れとして、それで収まるかに見えたが、額野主査が「不確かさの考慮」で(正式に)扱うべきとコメントし、NISA~額野、衣笠~額野で再度バトル。最終的にはNISAが不確かさの考慮で扱う必要はないことを確率的ハザードとの比較で次回示す、となった。

→ 昨今のNISAの戦略のなさ、つぎはぎパッチワークの典型的なパターン。かねてより、衣笠先生は言われれば無抵抗で「その場を丸く収める(他地点のことを配慮しない)」NISA姿勢を批判しているが、今回はそれが爆発した状況、かつ、額野~衣笠のやりとりは感情論になり、後味悪し。阿部主査退任が非常に悔やまれる状況。

2. 真観地震

・岡村委員から、プレート間地震で869年の真観地震に関する記載がないのは納得できない、とコメントあり。地震動評価としては遠距離であり問題ないと考えているが記載する方向で検討する旨NISAが回答。

→地震動としては問題ないが、津波評価上では学会でモデルの検討を行ってから対処する方向で考えていた地震。その方向性でよいことは津波、地震の関係者にはネゴしていたが、地質の岡村さんからのコメントが出た、という状況。

→既に関係者には伝達しているとおおり、堆積物調査等を実施することとしているが、バックチェック最終報告で対応するとなると設備対策が間に合わない(?)そもそも、現在提案されている複数のモデルのうち、最大影響の場合10m級の津波となる。

→地震動影響の資料の出し方について要注意(モデルが確定しているような言い方は避ける)

3. その他

- ・日本原燃再処理バックチェックは了解。
- ・当社東通の安全審査では、大陸棚外縁断層、横浜断層、出戸西方断層、等、蒸し返し系コメントが出る状況の中、同じメンバーの合同WGで本日これらの断層に関してノーコメントということは、当社東通も基本はOKということと思われるが、それでもコメントが来るようであれば、システムがおかしいとしか思えない。。。

4. その他のその他

- ・合同WGでまめに出席されている[REDACTED]さんは欠席、1名おばさんが傍聴。
- ・以上のとおりですが、明日の株主総会で万一何か話題を出されても、「Ssに関して概ね了解されていると認識している」で問題ないです。

以上

([REDACTED]さん)何か補足があればお願いします。

東京電力(株)原子力設備管理部
新潟県中越沖地震対策センター 土木調査グループ

「津波、地震の関係者にはネゴしていたが、地質の岡村さんからのコメントが出た」

タイトル「合同WG（福島＋日本原燃）の状況」。2009年6月24日、開示文書p.13

この日、バックチェック中間報告を審査する専門家会合が保安院で開かれ、その席で産業技術総合研究所活断層・地震研究センターの岡村行信センター長は、東電のバックチェック中間報告（2008年3月）で貞観地震の想定が不十分だと厳しく何度も指摘した。その状況を、東電の酒井氏が武黒・東電副社長、武藤常務や、バックチェックにかかわる社内の関係者約20人に説明したメール

2022年は司法判断の山場

- 株主代表訴訟 判決 7月
- 国の責任を問う訴訟 最高裁の判断
- 刑事裁判の控訴審第2回公判 2月

さらなる事実解明が期待できるのは、刑事裁判だけ。裁判官による現場検証と、証人尋問を！

文書の開示に係る費用と、データベース<https://database.level7online.jp/>の作成には、高木仁三郎市民科学基金からの助成を受けたほか、みなさまからレベル7にいただいた寄付を使っています。